

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年9月1日

茨城県監査委員	藤 島 正 孝
同	福 地 源一郎
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 27 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	12	—	12

(様式3)

平成27年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 商工労働部産業政策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>国際経済交流促進事業費 【仕様書の不備について】 「外国特許出願支援」について、当該費用が仕様書別表の「使用可能な経費」に記載されていない一方で、委託先の茨城県中小企業振興公社は、「外国特許出願支援費用」を収支決算書に記載し、これを含めた委託料の支払いを受けていた。県と公社の間では事業に必要な経費として認識されているが、事業に必要な経費が仕様書に記載されておらず不備があったことから、仕様書のチェック体制の整備・運用が望まれる。</p> <p>中小企業海外展開プロジェクト事業費 【仕様書のチェック体制について】 当事業の海外展開支援コーディネーター及び事務補助員の雇用は、国の緊急雇用創出事業臨時交付金を利用しており、基金利用にあたり「新規雇用する労働者」に対する要件があるものの、雇用したコーディネーター等はこの条件を満たしている。しかし、仕様書では「雇用期間は1年以内とし、更新は不可とする。ただし、雇用期間が6ヶ月以内である場合には、1回に限り更新を可能とする」としたため、コーディネーター等は継続して1年超雇用されており、仕様書に反することになった。利用条件を仕様書に落とし込めないなどのミスがないよう、仕様書をチェックする統制の整備及びその統制が適切に運用されているか検討すべき。</p>	<p>当事業は終了したところであるが、再発防止のため、あらかじめ契約に関するチェックリストを作成し、担当者がそれに基づきミスのないように、慎重にチェックを行う。 また、決裁段階においても、事業担当グループだけでなく総務グループでチェックを行う二重のチェック体制を整える。</p> <p>当事業は終了したところであるが、再発防止のため、あらかじめ契約に関するチェックリストを作成し、担当者がそれに基づきミスのないように、慎重にチェックを行う。 また、決裁段階においても、事業担当グループだけでなく総務グループでチェックを行う二重のチェック体制を整える。</p>

設備資金貸付費

【不納欠損処分の必要性】

設備近代化資金の時効経過債権（元金 17 件・65 百万円及び遅延損害金）については、権利放棄基準への該当性を判断した上で、速やかに不納欠損処分をすべき。

設備資金貸付費

【延滞債権等の報告不備】

設備資金貸付金のうち回収が困難であると考えられる貸付金の一部について、国に対してその旨の報告が行われていなかった。貸付金が回収困難であるか否かは重要な報告であるため、県が中小企業振興公社に提出を求めている実績報告書の様式を変更するなどして文書で報告を入手し、それに基づいて国に報告を行うべき。

権利放棄基準が作成された平成 24 年度以降、未収債権に係る主債務者や連帯保証人及び当該相続人について、基準への該当性に係る調査を行い、順次不納欠損処分を実施してきたところである。今後は、債権管理を委託している中小企業振興公社と年度当初に調査計画を作成し、処理目標を立てるなど、更に調査を綿密に行い、基準への該当性が判明次第速やかに不納欠損処分を進めていく。

平成 28 年度から、中小企業振興公社に毎年度提出を求めている補助事業遂行状況報告書における様式を変更し、回収困難である旨を記載する欄を設けることにより、文書で報告を入手することとした。

(様式3)

平成 27 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 商工労働部職業能力開発課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>職業能力開発協会補助 【補助金交付要項の規定不備】 茨城県職業能力開発協会に対する補助金の交付要項には「消費税額確定報告書」の提出に係る規定があるが、報告書様式を定めておらず、協会から県への報告がなされていなかった。 実質的な違法性はないが、手続き上は報告書を提出させる必要があるため、早急に報告書様式を作成し、その様式に従った報告書の提出を協会に求める措置を講ずるべき。</p>	<p>平成 27 年度中に当該補助金交付要項を改正して消費税額確定報告書の様式を定め、茨城県職業能力開発協会に通知するとともに、消費税確定申告後、速やかに報告書を提出するよう指導した。</p>

(様式3)

平成 27 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 (公財)茨城県中小企業振興公社 (商工労働部産業政策課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>いばらき産業大県創造基金助成金 【事業化状況報告書及び収益納付額報告書の一部未入手】 助成金の交付を受けた事業者は、事業化状況報告書及び収益納付額報告書を必ず提出しなければならないが、平成 24 年度採択の 73 件の事業のうち報告書を提出したのは 38 件であり、また、制度創設以来、収益納付が行われた案件は 1 件もない。 助成した事業の効果を適切に把握するため及び収益納付の必要性を判断するために、いばらき産業大県創造基金助成金交付要領に従い、事業化状況報告書及び収益納付額報告書の回収に努めるべき。</p> <p>いばらき創業塾開催事業 【契約理由について】 いばらき創業塾開催事業は、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない。」ことを理由に、一般社団法人いばらき社会起業家協議会に一者随契により委託しているが、目的物は、民間の創業コンサルタント会社、商工会や商工会議所、他団体等でも提供できると考えられる。他方で、同様のセミナー開催のための参考見積りを閲覧すると同協議会の金額がだいぶ安いことがわかる。 このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の一者随契理由には該当しないが、同条同項 7 号「時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき」に該当し、一者随契の契約形態自体には合理性があると考えられることから、稟議書は記載上の不備がある。</p>	<p>今後も引き続き「助成事業採択者説明会」を開催し、「助成事業の手引き」を分かりやすく改正して各年度に「事業化状況報告書」及び「収益納付額報告書」を提出しなければならないことを事業者に対し理解を求めていく。 なお、平成 28 年 4 月に「いばらき産業大県創造基金助成金交付要領」を改正して書きやすい様式に変更し、助成事業者が提出しやすいよう改善を図った。 また、引き続き、これらの報告書について毎年度文書による催告とともに、未提出の助成事業者については、さらに電話等による催告を強化し、提出への理解を求めていく。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、平成 28 年 4 月に「公社会計事務実施要項」を新たに定め、一者随契に該当する場合の理由を明確に示すことで、契約事務における記載上の不備が発生しないよう改善を図った。</p>

(様式3)

平成 27 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 (株) ひたちなかテクノセンター (商工労働部産業政策課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>会社の機関</p> <p>【監査役会の欠員について】</p> <p>監査役が3名から2名になったことで、会社法第335条第3項で定められた監査役会の員数を欠くこととなり、この状態は6ヶ月間続いた。法律又は定款で定める監査役の員数に欠員が生じた場合は、直ちに、新たな監査役を選任しなければならないこととなっている。会社法は、任期途中で辞任した監査役は、新たな監査役が就任するまで、監査役としての権利義務を有するとして、業務に支障が生じないよう配慮しているが、退任者が監査業務を行うことは期待できず、遅滞なく後任者を選任しなければ、業務に支障が生じる。監査役の辞任後は、遅滞なく後任の監査役候補を選定し、株主総会を開催して新たな監査役を選任すべき。</p> <p>研究開発室等賃貸事業</p> <p>【定期的な修繕や設備更新投資に必要な資金調達計画について】</p> <p>設備等の修繕については、平成50年度までに総額で17億円の支出が見込まれるため、早急に資金調達計画を作成するとともに、自己資金で賄うことを目標とする場合は、自己資金の蓄積ができるよう固定費の削減や実現可能な収益向上策を直ちに取りまとめて、実行すべき。</p>	<p>監査役の辞任後は、遅滞なく後任の監査役候補を選定し、株主総会を開催して新たな監査役を選任していく。</p> <p>修繕計画と同時に策定した「第4次中期経営計画」において、当該修繕計画を前提とした平成27年度から平成36年度までの収支計画を作成しているが、平成50年度までの長期資金調達計画については、平成27年度の決算が確定次第、平成28年度のできるだけ早い時期に作成することとする。</p> <p>また、今後は、県からの現職派遣について段階的に縮小を図り、人件費の抑制等を含めた固定費の削減を進めるとともに、策定した修繕計画が確実に実施できるよう、収益状況に応じて適正な修繕積立金の計上を行うこととする。</p>

共同海外展開支援事業

【事業費負担について】

当事業の補助金は補助対象経費実費の2/3が助成され、補助対象経費実費の1/3は事業主体が負担する必要がある。当負担費用は、当事業参加企業より徴収した参加費用で賄うことを基本としているが、これでは賄いきれず、当センターが100万円弱を負担することとなっている。当センターは事業のコーディネートを行うが、当事業の受益は参加企業に帰属し、費用負担は参加企業が行うべきである。今後、同様の事業が行われた際には、参加企業と費用負担について話し合いを行い、当センターの負担が発生しないようにすべき。

平成28年度から同事業を実施するにあたり、参加企業に説明、了承のうえ、当社の負担が生じないこととした。

(様式3)

平成27年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 (株) ひたちなかテクノセンター (商工労働部産業技術課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>茨城県デザインセンター</p> <p><b>【報告書に記載すべき事業費の誤認】</b></p> <p>県に報告された実績報告書は、過去3事業年度ともに委託料＝実施金額となっているが、本来、事業の受託料と事業の実施額は金額が合致するものではないにも関わらず、金額を1円まで受託料に合わせて報告するものと誤解し、金額を一致させるために、事業の中身を取捨選択して報告書を作成しており、実際の事業支出と合致しない事業報告がなされている。</p> <p>不正な支出は無くても、報告書としては不適切といわざるを得ないことから、報告書の記載内容について理解を深めて、今後の報告書作成が行われるのみならず、過去に遡って適正な報告書の再提出がなされるべき。</p> <p>茨城県デザインセンター</p> <p><b>【消費税計算の誤り】</b></p> <p>収支決算の報告内容は、デザインセンター事業とデザイン普及事業の二つに区分され、それぞれが、事業費・管理経費（事業費の10%以内）・消費税の3項目に分かれている。消費税に計上する金額は、事業費の内容（消費税の課税・非課税）に関係なく、事業費＋管理経費の合計額に消費税率を掛けた金額を計上することとなっているために、事業費の中で消費税が課税される支出については税抜きの数字を計上しなければ、消費税額が二重に計上されてしまう結果となる。二重計上とならないよう決算報告が是正されるべき。</p>	<p>平成24年度から平成26年度の3ヵ年分について、実際に支払った金額に基づく適正な実績報告書を作成し、平成28年2月末に産業技術課に再提出済み。</p> <p>平成24年度から平成26年度の3ヵ年分について、消費税額を適正に計上した実績報告書を作成し、平成28年2月末に産業技術課に再提出済み。</p>

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 20 年度及び平成 26 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テ ー マ	指摘件数	措置状況	
			措 置 済	今回措置
20	指定管理者制度の運用状況について	117	106	2
26	企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について	11	10	1

(様式3)

平成20年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 指定管理者制度の運用状況について	担当部・課 保健福祉部障害福祉課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>第4 2.(3)④移行前退職積立金の負担 指定管理者制度移行前の退職積立金不足を指定管理料で負担するのは不適切。実質的に補助金であり、県が負担すべきものであれば、条例等の整備が必要。</p> <p>第8 1. 協定等に基づく義務の履行 過去勤務債務である退職給与の積立不足を指定管理料として支払うのは不適切である。</p>	<p>退職給与積立不足金については、計画的に退職給与引当金を積み立てるとともに、福祉医療機構の退職手当共済事業を活用し、段階的に解消に努めた結果、27年度末に完全に解消された。</p> <p>退職給与積立不足金については、計画的に退職給与引当金を積み立てるとともに、福祉医療機構の退職手当共済事業を活用し、段階的に解消に努めた結果、27年度末に完全に解消された。</p>

(様式3)

平成26年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 企画部地域計画課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課に関する指摘 地域計画課</p> <p>【ひたちなか地区の開発整備推進】</p> <p>3. ひたちなかインフォメーションセンター運営事業費 (運営方法の見直し)</p> <p>ひたちなかインフォメーションセンターについて、地域の開発が進んだ現在、利用者が減少するなど、センターの役割は明確でなくなっている。</p> <p>企業誘致や地域振興を衰退させない必要はあるが、事業のあり方について、センターの廃止も含めて検討が必要である。</p>	<p>ひたちなかインフォメーションセンターを取り巻く環境の変化や利用実態を踏まえ、平成25年度から地元市村等と同センターのあり方検討会を設置して協議を進め、平成27年度末で県が運営する同センターを廃止した。</p> <p>なお、平成28年4月1日以降は、地元市村等で運営する新たなインフォメーションセンターにおいて、ひたちなか地区の紹介、案内等の業務を行っている。</p>